

第74号議案

島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例

島根県立高等学校等条例（昭和39年島根県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「に在学する者は授業料又は受講料」を「の専攻科に在学する者は授業料」に改め、同条第2項を削る。

第7条の見出しを「（聴講料の納付時期）」に改め、同条第1項中「受講料及び」及び「受講科目又は」を削り、同条第2項を削る。

第9条中「、受講料」を削り、同条ただし書中「又は当該課程」を削り、「、第6条」を「及び第6条」に改め、「並びに第7条第2項において準用する第6条第1項の規定により減免された受講料及び聴講料」を削る。

附則第4項を削る。

別表第2の1の表を次のように改める。

1 授業料

区 分	年 額
専攻科	118,800円

別表第2の2の表を削り、別表第2の3の表から別表第2の5の表までを1表ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の島根県立高等学校等条例（以下この項において「改正前の条例」という。）附則第4項の規定により納付を猶予された授業料及び受講料は、改正前の条例第3条の規定にかかわらず、納付することを要しない

ものとする。

3 平成21年度以前に係る授業料及び受講料については、なお従前の例による。